平成２５年（フ）第２３０８号
札幌市北区北９条西４丁目10番地３
債務者　株式会社ポイントプラス
代表者代表清算人　榊原　大地
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　昌彦
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８７号
兵庫県姫路市別所町別所557番地
債務者　株式会社ナガサカ
代表者代表取締役　長坂　政純
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成26年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９９号
兵庫県加古郡稲美町国安1109番地ミナトビルディング
債務者　株式会社トレジャーボート
代表者代表取締役　橘　　隆夫
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成26年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３５０号
京都市右京区西院平町20番地１
債務者　株式会社住宅流通センター
代表者代表取締役　前田　　勲
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　充里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５２号
熊本市中央区神水１丁目８番８号フォレストビル１－Ｂ
債務者　株式会社愛光
代表者代表取締役　工藤　光一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３３号
大阪市北区末広町３番21号
債務者　株式会社ＦＰＭ
代表者代表取締役　今井　和興
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後１時30分
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５４４号
最後の住所兵庫県姫路市四郷町東阿保27番地
債務者　亡大畑たみ相続財産
相続財産管理人　中野　二郎
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前10時20分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２５７号
横浜市神奈川区台町９番地13
債務者　株式会社ゆめはま住販
代表者代表取締役　岩永　篤茂
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前11時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２号
茨城県潮来市築地896番地
債務者　株式会社堀江理研
代表者代表取締役　堀江　　光
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後３時
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２１３０号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目177番地友和ビル
債務者　株式会社ファーストライフ
代表者代表取締役　岩井　　崇
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　克也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４８号
兵庫県明石市西明石南町１丁目13番20号
債務者　宇治多賀茶業株式会社
代表者代表取締役　稲田　　實
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後１時30分
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
新潟市北区松浜新町32番25号
債務者　有限会社名目所建設
代表者取締役　斎藤　由隆
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時30分
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４２２号
札幌市西区西町南16丁目３番39号
債務者　株式会社シンセー
代表者代表取締役　加藤　国広
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺麻里衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２７７号
岡山県総社市井手901番地７
債務者　洲脇　三郎
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
岡山県総社市井手901番地７
債務者　洲脇　智明
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
北海道亀田郡七飯町大川１丁目１番18号
債務者　迫田　幸男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖広
4　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
函館地方裁判所